各論Ⅰ

福生市重層的支援体制整備事業実施計画

第1章
重層的支援体制整備事業について

1 重層的支援体制整備事業の概要

（1）重層的支援体制整備事業とは

これまでの社会保障制度では、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、介護、障害、児童、生活困窮など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、福祉の現場では、一つの世帯に複数の課題が存在しており、例えば、80代の親が50代の子どもの生活を支える8050問題や、介護と育児のダブルケア、ひきこもり問題、ヤングケアラー問題、個人や世帯全体が孤立している状態など、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届いていない現状があります。

このような状況の中、地域共生社会の実現を目的として、市が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みを作るため、社会福祉法に基づき令和３年４月より実施されることになった新たな事業が重層的支援体制整備事業です。

重層的支援体制整備事業では、制度の縦割りを解消するため、①属性を問わない相談支援体制の整備（「包括的相談支援」）や、これまで分野ごとに実施していた、②支援が必要な対象者やその世帯が社会と継続的につながるための支援体制の整備（「参加支援」）、③世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備（「地域づくりに向けた支援」）に市全体で取り組むことを柱とし、これら３つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④必要な支援が届いていない人に支援を届けるための機能（「アウトリーチ等を通じた継続的支援」）と、⑤全体の調整を担う機能（「多機関協働による支援」）を一体的に実施することとしています。

■支援の柱

①包括的相談支援	【社会福祉法第106条の４第２項第１号に基づく事業】 本人・世帯の属性や相談内容等にかかわらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて支援を行う。
②参加支援	【社会福祉法第106条の４第２項第２号に基づく事業】 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
③地域づくりに向けた支援	【社会福祉法第106条の４第２項第３号に基づく事業】 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。

■強化する機能

④アウトリーチ等を通じた継続的支援	【社会福祉法第106条の４第２項第４号に基づく事業】 必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。
⑤多機関協働による支援	【社会福祉法第106条の４第２項第５号に基づく事業】 調整業務を行う機関を整備し、単独の支援関係機関では対応が難しい相談に対し、支援関係機関の抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。

一体的に実施

（２）福生市における重層的支援体制整備事業の提供体制

福生市の社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業の各支援の提供体制は、次のとおりです。

❶包括的相談支援

■地域包括支援センターの運営

相談支援機関	地域包括支援センター加美 地域包括支援センター武蔵野 地域包括支援センター熊川
設置箇所数	３か所
設置形態	基本型
対象分野	介護
所管課	介護福祉課

■相談支援事業

相談支援機関	基幹相談支援センター 福生市障害者自立生活支援センターすてっぷ 精神障害者地域活動支援センターハッピーウイング
設置箇所数	３か所
設置形態	基本型
対象分野	障害
所管課	障害福祉課

■利用者支援事業（特定型）

相談支援機関	福生市役所（子ども育成課）
設置箇所数	１か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	子ども育成課

■利用者支援事業（こども家庭センター型）

相談支援機関	こども家庭センター
設置箇所数	１か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	こども家庭センター課

■利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）

相談支援機関	こども家庭センター
設置箇所数	１か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	こども家庭センター課

■生活困窮者自立相談支援事業

相談支援機関	就労と福祉の相談窓口（生活困窮者自立相談支援機関）
設置箇所数	１か所
設置形態	基本型
対象分野	生活困窮
所管課	社会福祉課

❷参加支援

実施主体	福生市社会福祉協議会
実施体制	地域福祉コーディネーター３人（兼務）
運営形態	委託
所管課	社会福祉課

❸地域づくりに向けた支援

■地域介護予防活動支援事業

実施内容	介護予防リーダーの養成及び支援
設置箇所数	１か所
設置形態	基本型
対象分野	介護
所管課	介護福祉課

■生活支援体制整備事業

実施内容	生活支援コーディネーターの配置による地域資源や関連機関等のネットワーク機能の支援
設置箇所数	３か所
設置形態	基本型
対象分野	介護
所管課	介護福祉課

■地域活動支援センター事業

実施内容	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等の実施
設置箇所数	２か所
設置形態	基本型
対象分野	障害
所管課	障害福祉課

■地域子育て支援拠点事業

実施内容	子育てひろば事業の実施
設置箇所数	４か所
設置形態	基本型
対象分野	子育て
所管課	子ども政策課・こども家庭センター課

■生活困窮者支援等のための地域づくり事業

実施内容	・相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズなどの把握 ・交流、参加、学びの機会を生み出すための個別の活動や人のコーディネート ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化
実施体制	地域福祉コーディネーター３人（兼務）
設置形態	基本型
対象分野	生活困窮
所管課	社会福祉課

❹アウトリーチ等を通じた継続的支援

実施主体	福生市社会福祉協議会
実施体制	地域福祉コーディネーター３人（兼務）
運営形態	委託
所管課	社会福祉課

❺多機関協働による支援

実施主体	福生市・福生市社会福祉協議会
実施体制	地域福祉コーディネーター３人（兼務）
運営形態	一部委託
所管課	社会福祉課

※設置形態の「基本型」とは、単一の各支援機関が、従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた人の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなど、他の支援機関と連携して様々なニーズに対応する形態のことをいいます。

2 重層的支援体制整備事業における役割

複雑で複合的な福祉課題に対して、縦割りの制度では、世帯が抱える課題の全体が見えず、支援が行き届かないなどの「支援のしづらさ」があります。重層的支援体制整備事業は、この「支援のしづらさ」を少しでも改善し、制度の狭間で孤立し支援が届かない「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援するものであり、当該事業の実施は地域住民、支援関係者、そして行政全体にメリットがあると考えられます。

地域を取り巻く状況は絶えず変化を続けています。制度の狭間で孤立し「生きづらさ」を抱える地域住民の生活を支援するには、この変化に対応しながら、「自助」「互助」「共助」「公助」が適切かつ持続可能な役割分担を行い、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画するとともに、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり合う地域社会を創ることが必要となります。重層的支援体制整備事業の実施に取り組むことが、地域共生社会の実現につながります。

● 地域住民

重層的支援体制整備事業により、各分野の支援体制が強化されていくことで、地域住民は、分野をまたぐような生活課題を抱える場合であっても、生活課題ごとに窓口を探す必要がなくなり、適切な支援関係機関や制度につながることができるようになります。また、地域住民にとって顕在化していない生活課題にも支援が届くことによって、安心してよりよい生活を送れることが期待されます。

● 支援関係者・専門職・支援関係機関

市民が抱える生活課題の全てを支援関係者や専門職、支援関係機関など、１か所で抱え込む必要がなくなり、各分野の負担が軽減されることは社会的コストの抑制につながり、最終的に生活課題を抱える地域全体のメリットにつながることが期待されます。

● 行政

抱えている生活課題の状況が悪化していけば、より高い社会的なコストを必要とします。参加支援やアウトリーチを通じてできるだけ早く人とのつながりをつくり、生活課題に向き合うことができれば、仮に生活課題は解決に至らなくても、状況の悪化・深刻化を抑えることができます。悪化・深刻化したケースを減らしていくことは社会的コストの抑制につながり、地域全体や行政にとって大きなメリットとなります。また、制度の縦割りを解消することで、効率的な会議運営と、限りある人的資源を有効に活用することができるようになります。

3 基本方針

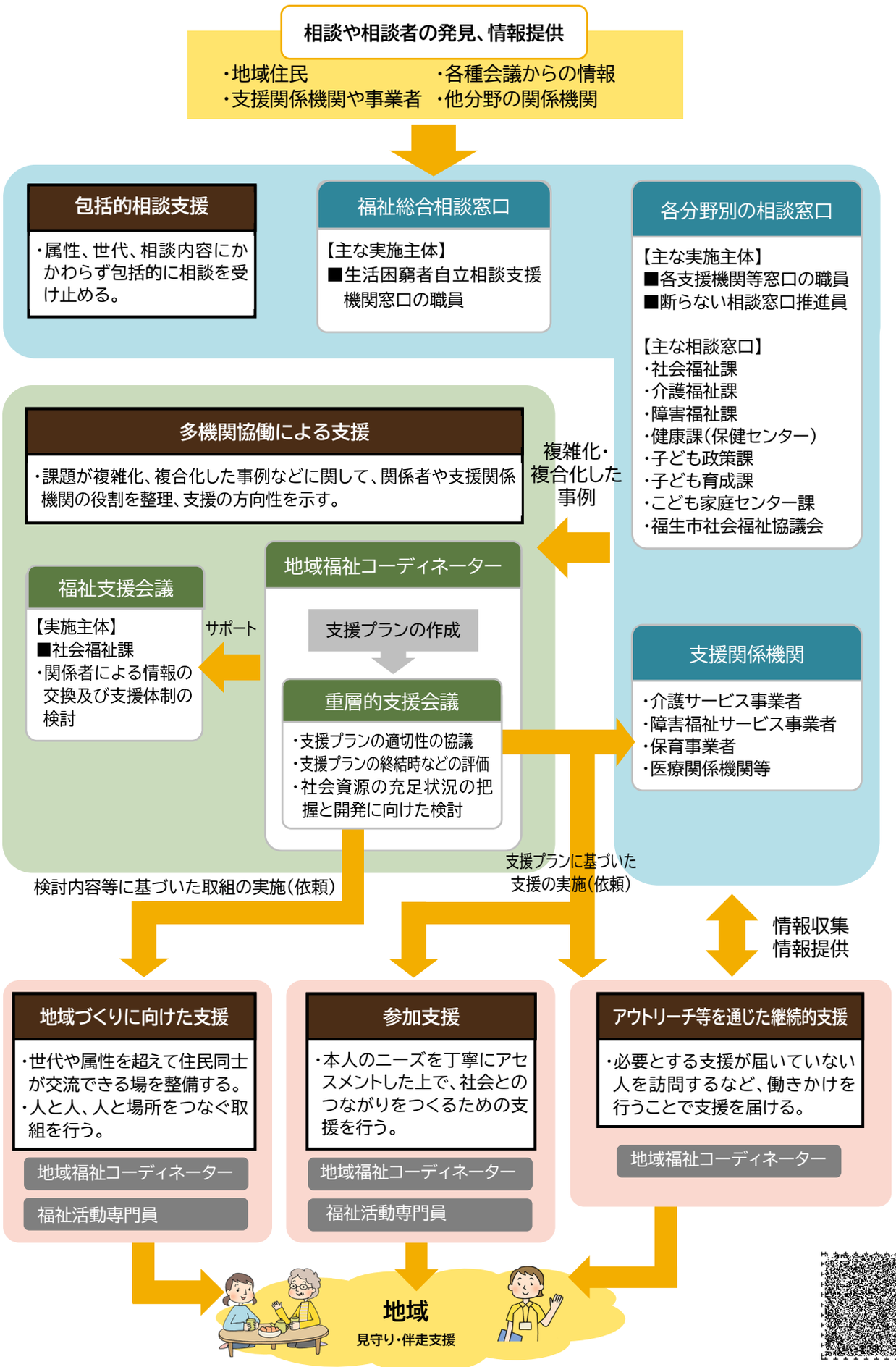
制度の狭間で孤立状態にあり相談先や支援の必要性が分からないなどの理由により、適切な支援につながらず、問題や課題を抱えたまま更に状況が悪化することを防ぐために、アウトリーチ活動も含めた様々な手段により支援関係機関が把握した困りごとについて、各支援関係機関が連携し包括的な相談の受け止めを行います。また、個別の課題解決だけではなく、解決が困難な場合や解決した場合も、本人と支援者がつながり続けるためのアプローチの継続による伴走支援の実施を目指します。

既存の支援体制を生かしつつ、次の【図１】事業実施フローのとおり取り組むことで、持続可能な支援体制の構築を目指します。

なお、本計画の期間中、取組状況や実現性を考慮し、更なる支援の充実を目指して、必要に応じた計画の見直しを行います。

また、重層的支援体制整備事業に係る指標・目標値を、各論Ⅱの基本目標３において設定します。

【図１】事業実施フロー


相談や相談者の発見、情報提供
・地域住民
・支援関係機関や事業者
・各種会議からの情報
・他分野の関係機関
包括的相談支援
・属性、世代、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止める。
福祉総合相談窓口
【主な実施主体】
■生活困窮者自立相談支援機関窓口の職員
各分野別の相談窓口
【主な実施主体】
■各支援機関等窓口の職員
■断らない相談窓口推進員
【主な相談窓口】
・社会福祉課
・介護福祉課
・障害福祉課
・健康課（保健センター）
・子ども政策課
・子ども育成課
・こども家庭センター課
・福生市社会福祉協議会
多機関協働による支援
・課題が複雑化、複合化した事例などに関して、関係者や支援関係機関の役割を整理、支援の方向性を示す。
複雑化・複合化した事例
地域福祉コーディネーター
支援プランの作成
重層的支援会議
・支援プランの適切性の協議
・支援プランの終結時などの評価
・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
福祉支援会議
【実施主体】
■社会福祉課
・関係者による情報の交換及び支援体制の検討
サポート
支援関係機関
・介護サービス事業者
・障害福祉サービス事業者
・保育事業者
・医療関係機関等
検討内容等に基づいた取組の実施（依頼）
支援プランに基づいた支援の実施（依頼）
情報収集
情報提供
地域づくりに向けた支援
・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場を整備する。
・人と人、人と場所をつなぐ取組を行う。
地域福祉コーディネーター
福祉活動専門員
参加支援
・本人のニーズを丁寧にアセスメントした上で、社会とのつながりをつくるための支援を行う。
地域福祉コーディネーター
福祉活動専門員
アウトリーチ等を通じた継続的支援
・必要とする支援が届いていない人を訪問するなど、働きかけを行うことで支援を届ける。
地域福祉コーディネーター
地域
見守り・伴走支援